

賃借人による費用の償還請求

【問】 正誤をつけよ。

Aは、自己所有の建物をBに賃貸した。建物が老朽化してきたため、BがAの負担すべき必要費を支出して建物の修繕をした場合、Bは、Aに対して、直ちに修繕に要した費用全額の償還を請求することができる。

《ポイント》 賃借人による費用の償還請求

賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。

【答え】 正しい

《補足》 有益費

賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃借人は、賃貸借の終了の時に、その償還を請求することができる。

賃借人は、その価格の増加が現存する場合に限り、賃貸人の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。

